

区分	制度名	内 容	要 件 等	申請方法	申請期限	問い合わせ先	市担当課	備 考
給付金（国）	持続化給付金	法人：200万円（上限額） 個人事業者：100万円（上限額） ※昨年1年間の売上からの減少分が対象	・ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少 ・資本金10億以上の大企業を除く中小法人等（医療法人、農業法人、NPO法人、フリーランスを含む個人事業者）	電子申請	R3.1.15	持続化給付金事業 コールセンター (0120-115-570)	商工観光課 (43-1579)	商工会議所、商工会 でも対応可
給付金（県）	熊本県事業継続支援 金	法人：20万円 個人事業者：10万円	・ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少 (国事業非該当について支援) ・対象者は、国の持続化給付金の対象と同じ	郵送	R3.1.15 (当日消印 有効)	熊本県商工政策課 (096-333-2313)	—	国の持続化給付金と の重複給付は受けら れない。
給付金（市）	中・小規模事業者事 業継続応援金	法人：30万円 個人事業者：20万円	・令和2年2～5月のいずれかの月の売上が前年同月比で 20%以上減少 ・熊本県が示す「感染防止対策チェックリスト」に掲 げられた対策を徹底し、店先などに掲出していること。 ・市税の滞納がないこと。 など	郵送	R2.8.31 (17時必 着)	山鹿市商工観光課 (43-1579)	商工観光課 (43-1579)	上記、給付金（国、 県）との重複給付可 申請要領等詳しく は、市ホームページ 参照
雇用維持（国）	雇用調整助成金	【特例措置期間：4月1日～9月30日】 休業手当（教育訓練含む）助成1人1日当た り15,000円（月額の上限額＝33万円） 助成率：中小企業4/5(10/10)、大企業 2/3(3/4) ※（ ）は、解雇をしない場合の助成率	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け販売量、売上 高など事業活動を示す「生産指標要件」が「1ヵ月 5%以上低下」した事業者が、休業手当を支給して従業員 を休ませた場合（雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象）	郵送他	休業期間の 2ヵ月後まで (但し、5月 末までの休 業について は、8月末)	熊本労働局職業対策 課分室 (096-312-0086)	—	直接申請できる個人 給付制度が新設
利子補給（市）	利子補給金	熊本県の「金融円滑化特別資金」借入に際 し、借入から3年間以内の利子を補給 補給額：全額（延滞利子を除く）	・【①新型コロナウイルス感染症対策分】、【②セーフ ティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症対策 分】、【③危機関連保証、新型コロナウイルス感染症対 策分】の融資の受けた者 ・山鹿市に本店又は支店の法人登記があること	商工観光課 窓口	9月以降	山鹿市商工観光課 (43-1579)	商工観光課 (43-1579)	要件等の②及び③の 融資を受けるには、 事前に市の認定が必 要になります
税制（地方 税）：市	徴収の猶予制度 (令和2年度)	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納 期限が到来する地方税について適用 ※ 納期限を過ぎたものについては、適用な し（期別に、毎回申請しなければならない）	・前年同期比概ね20%以上の減少	郵送他	各税納期前ま で（ただし、 既に納期限を 過ぎている場 合は、令和2 年6月30日ま で）	山鹿市税務課収納係 (43-1144)	同左	申請方法など詳しく は、市ホームページ 参照（新型コロナウ イルス感染症に関す る情報）
	固定資産税・都市計 画税の特例措置 (令和3年度)	中小事業者等に対して、令和3年度課税の1 年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係 る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2 分の1又はゼロ	令和2年2月～10月までの連続する任意の3ヶ月間の売上 高が、前年の同期間と比較して ・30%以上50%未満減少しているもの：2分の1 ・50%以上減少している者：ゼロ	税務課窓口	R3.1.31	山鹿市税務課固定資 産税係（43-1121）	同左	申請期限までに、税 理士や公認会計士の 認定を受けて市に申 告した者に適用され る。